

栃木市新斎場整備運営事業

特定事業の選定

令和2年2月21日

栃木市

栃木市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、栃木市新斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和 2 年 2 月 21 日

栃木市長 大川 秀子

目 次

第1 特定事業の概要	1
1 事業名称	1
2 対象施設となる公共施設	1
3 公共施設等の管理者の名称	1
4 事業の目的	1
5 事業方式	1
6 事業範囲	1
7 選定事業者の収入	3
8 事業スケジュール（予定）	3
第2 PFI事業として実施する場合と市が自ら事業を実施する場合の客観的評価	4
1 評価方法	4
2 コスト算出による定量的評価	4
3 PFI事業として実施することの定性的評価	6
4 総合的評価	6

第 1 特定事業の概要

1 事業名称

栃木市新斎場整備運営事業

2 対象施設となる公共施設

栃木市斎場（火葬場）（以下「本施設」という。）

なお、本施設は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

3 公共施設等の管理者の名称

栃木市長 大川 秀子

4 事業の目的

栃木市斎場は、昭和 29 年に日ノ出町から平井町へ移転し、昭和 54 年に全面改築を行った。その後、約 41 年が経過しており、施設の老朽化が懸念されている。

また、市町村合併に伴う人口増加や超高齢社会の進行により、現在の火葬能力では今後増加が見込まれる火葬需要への対応が困難であるため、斎場の整備を速やかに行う必要がある。

こうした状況から本市は、平成 24 年 11 月に学識経験者や地域代表者等による「栃木市斎場再整備検討委員会」を組織し、平成 25 年 3 月に斎場再整備の基本的な考え方を定めた「栃木市斎場再整備基本構想」を策定した。

さらに、基本構想において決定した方針に基づき、斎場再整備事業を計画的に推進し、より具体的な内容を定めるため、平成 26 年 6 月に「栃木市斎場再整備基本計画」を策定した。

本事業は、上記基本計画の内容を踏まえて実施するものとし、新たな施設の設計、建設、維持管理、運営について、事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、地元事業者と大手事業者の連携や地元経済への貢献について期待している。

5 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者と市が事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、本施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理・運営を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

6 事業範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。なお、業務範囲の詳細については、要求水準書で明らかにする。

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 工事監理業務
- オ 備品等整備業務
- カ 環境保全対策業務
- キ 所有権移転業務
- ク 各種申請等業務
- ケ 稼働準備業務
- コ その他施設整備上必要な業務

(2) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 火葬炉保守管理業務
 - エ 植栽・外構等維持管理業務
 - オ 清掃業務
 - カ 環境衛生管理業務
 - キ 備品等管理業務
 - ク 警備業務
 - ケ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
 - コ エネルギーマネジメント業務
 - サ 事業終了時の引継ぎ業務
- ※事業用地に隣接する植栽帯の管理を含む。

(3) 運營業務

- ア 予約受付業務
- イ 利用者受付業務
- ウ 告別業務
- エ 炉前業務
- オ 収骨業務
- カ 火葬炉運転業務
- キ 待合室関連業務
- ク 式場関連業務
- ケ 売店等運營業務
- コ 使用料徴収代行業務
- サ 死産等の受付・火葬業務
- シ その他運営上必要な業務

7 選定事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおり想定している。

(1) 市が支払うサービス購入料

上記6に示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払う。サービス購入料は、物価変動や金利変動があった場合には、事業契約に従って改定することがある。また、事業者の事業契約の履行状況により、市は事業者サービス購入料を減額又は停止することがある。支払い方法、改定方法の詳細は入札説明書等に示す。

なお、本事業では、合併特例債の活用を想定している。

新たな斎場は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付けており、使用料は市の収入とする。

(2) 物品販売等による収入

物品販売等による収入は事業者の収入とする。

8 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和2年10月	基本協定の締結
令和2年11月	仮契約の締結
令和2年12月	契約締結
令和3年1月～	本施設の設計・建設
令和5年9月	本施設の引渡し及び所有権移転
令和5年10月	本施設の供用開始
令和21年3月	事業期間終了（維持管理・運営期間15年6ヵ月間）

第2 PFI事業として実施する場合と市が自ら事業を実施する場合の客観的評価

1 評価方法

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施した場合と、市が自ら実施する従来型の手法による場合を比べ、事業期間を通じた公的財政資金の効率的活用が図られることを選定の基準とした。具体的な選定の手順は以下のとおりである。

(1) コスト算出による定量的評価

本事業をPFI事業で実施する場合の公共の財政負担額と、市が自ら実施する場合の公共の財政負担額を算出のうえ、これらを現在価値に換算し比較することで定量的な評価を行う。

(2) PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

(3) 上記を踏まえた総合的評価

上記を総合的に勘案したうえで、次のいずれかが期待できる場合に特定事業として選定する。

ア 公共サービスが同一水準にある場合において、事業期間全体を通じた公共の財政負担額の縮減が期待できること。

イ 公共の財政負担額が同一である場合において、事業期間中における公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込まれること。

2 コスト算出による定量的評価

(1) 定量的評価の前提条件

本事業をPFI事業により実施する場合又は市が自ら実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で、市が独自に設定したものであり、入札における実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

【VFM検討の前提条件】

項目	値	算出根拠
①割引率	0.76%	平成21年度～平成30年度の財務省の国債（10年債）における表面利率及びGDPデフレーターを用いて設定した。
②物価上昇率	考慮していない	物価変動に伴う対価の改定を予定しているため、物価上昇は見込まない。
③リスク調整値	考慮していない	定量化が困難なため、リスク調整値は考慮していない。

※ VFM:Value for Moneyの略。支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給する考え方のこと。ここでは、PFI事業として実施する場合と市が自ら実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

【事業費などの算出方法】

項目	市が自ら実施する場合の費用の項目	PFI事業により実施する場合の費用の項目	算出根拠
①利用者収入の算出方法	—	—	—
②施設整備業務に係る費用の算出方法	調査費 設計費 工事監理費 建設費 造成工事費	調査費 設計費 工事監理費 建設費 造成工事費 建中金利	○市が自ら実施する場合 ・現施設や類似施設の実績等を勘案して設定。 ○PFI事業により実施する場合 ・市が自ら実施する場合に比べて一定割合のコスト縮減が期待できるものとして設定。
③維持管理業務に係る費用の算出方法	維持管理費	同左	
④運營業務に係る費用の算出方法	運営費	同左	
⑤資金調達に係る費用の算出方法	一般財源 合併特例債	一時支払金 一般財源 民間資金(出資金、借入金)	○市が自ら実施する場合 【合併特例債条件】 ・返済期間：20年(据置1年) ・利率：実績を踏まえて設定 ○PFI事業により実施する場合 【一時支払金】 ・起債対象範囲において市が起債可能な額を事業者に支払う。 【市中銀行借入条件】 ・返済期間：15年6ヵ月(据置なし) ・利率：市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
⑥その他の費用	—	SPC関連費(設立費、経費など) アドバイザー費 モニタリング費	・他のPFI事業の実績等を参考に設定

(2) 評価結果

上記の前提条件を基に、PFI事業により実施する場合又は市が自ら実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した結果は次のとおりである。ここでは、市が自ら実施する場合の公共の財政負担額を100とし、PFI事業で実施する場合との比較を行う。

【VFM算定結果】

項目	値（割合）
①市が自ら実施する場合	100%
②PFI事業により実施する場合	98.6%
③VFM（割合）（現在価値ベース）	1.4%

3 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業により実施した場合、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 民間事業者の創意工夫の発揮

設計、建設、維持管理、運営の各業務を各々分割して発注する場合に比べ、民間事業者に一括して性能発注することにより、供用開始後の維持管理・運営方針に即した施設整備が可能となる。

また、長期的な視点で維持管理・運営が実施されることによるライフサイクルコストの縮減等、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ機能的な施設整備及び維持管理・運営の実現が期待できる。

(2) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

事業開始前からリスクを想定し、その責任を適切に分担することにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となる。それにより、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(3) 財政の平準化

15年6ヵ月間にわたる維持管理・運営期間を通して、本事業に必要な費用をサービス購入料として毎年一定額支払うこととなることから、市の財政支出について平準化することが可能となる。

4 総合的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について1.4%の縮減が期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

以上の総合評価の結果より、市は本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。